

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第9回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和4年11月22日（火）10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、大脇構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、
建部構成員

事務局：吉川自治行政局長、三橋大臣官房審議官、田中行政課長、中西企画官、渡邊理事官、
柳行政第三係長

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

【資料】

- 資料1 今後の検討の基本的な方向性について
- 資料2 当面の検討の進め方について
- 資料3 調達に関する一連の手続の関連法規及び実態
- 資料4 競争入札参加資格審査申請の標準項目等の策定
- 資料5 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係る
フォローアップ等調査の結果
- 資料6 競争入札参加資格審査申請書様式等の調達手続の標準化に関する
取組の当面の進め方について（たたき台）
- 参考資料1 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会
開催要綱
- 参考資料2 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について
（通知）

【議事録】

○高橋座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第9回、新たな社会経済情勢に対応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。昨年度、研究会に御参画を賜りました山本構成員に代わりまして、大脇構成員に御参画を賜ることになりました。大脇構成員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大脇構成員 九州大学の大脇成昭と申します。今回は、このような場に入れていただきまして、関係の方々に深く御礼申し上げます。

私のもともとの研究テーマは民営化でした。今で言う官民協働みたいなことを、90年代の後半ぐらいからやっております、その後、財政の問題とかをやっておりますので、入札とか調達とかにかなり関心を持っておりますので、先生方、あるいは、総務省の方々と、この場で議論することによって、少しでも研究会に貢献していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

また、総務省の出席者につきましても、人事異動がございましたので、御紹介をお願いします。

○渡邊理事官 事務局から紹介させていただきたいと思います。6月28日付けで、当省の人事異動がございましたので、紹介させていただきたいと思います。

行政課長から審議官に異動になりました、三橋です。

○三橋審議官 行政課長でも大変お世話になりました。審議官になりました。またよろしくお願いいたします。

○渡邊理事官 新たに行政課長に参りました田中です。

○田中行政課長 行政課長、田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊理事官 以上です。

○高橋座長 どうもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。資料について事務局に御用意をいただきましたので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊理事官 ありがとうございます。改めて、事務局から資料の説明をさせていただきたいと思います。

資料1から説明させていただきたいと思いますので、お手元に御用意いただければと思います。まず、これまでの議論のおさらいでございます。今後の検討の基本的な方向性について、おさらいさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、資料1ページ、御覧いただけますでしょうか。まず、この研究会の開催要綱のところでありますけれども、この研究会は、社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として開催させていただいているところでございます。

そして、去年1年、御議論いただきまして、今年の5月に提言を取りまとめいただきまして、中間報告に今後の検討の方向性をまとめていただいております。地方財務会計制度の規律密度を緩和するなどの横断的な視点から、現行制度を検証して具体的な見直しの方策を今後、検討していくということで、今後の検討の方向性を提示していただいたところでございます。

2ページをおめくりいただけますでしょうか。前回の中間報告で取りまとめたいただきました、地方財務会計制度の7つの目的を表させていただいております。目的が1から7まで書かせていただいております。それぞれ7つの目的により、地方財務会計制度が成立しているというものであります。

その他、3ページ以降、事務局の頭の整理として、目的ごとの論点なり見直しの視点なり方向性を提示させていただく。そして、10ページ以降、各個別の制度ごとに、それぞれの目的に照らして、どのようなイメージの改正ができるかというような検証をしてみてもどうかという頭の整理を書かせていただいておりますが、ここでは、第2回の研究会でお配りさせていただいた資料ですので、割愛させていただきまして、特に御覧いただきたいのは、目的4のところでございます。他の経済主体との関わりについての規範化の必要性というところがございまして、この資料の6ページを御覧いただけますでしょうか。地方公共団体は、1つの大きな経済主体となるものでありますけれども、様々な経済主体、民間企業などとの関わりを通じて、社会全般の経済活動をしているという側面もあるものですから、そのインターフェースとしてのルールというのも、地方財務会計制度の1つの目的ではないかということでございます。

この目的に照らして、どのような論点なり要請がされているかということでございま

すが、経済団体から特に寄せられていることでもありますけれども、1,788団体の地方公共団体、ばらばらな事務処理を行っているので、企業側からすれば、非常にコストがかかっているという側面。地方公共団体側でもありますけれども、特に地域に根差している地域企業、中小企業などの振興をしたいという側面から踏まえれば、それぞれの地方公共団体の裁量性を拡大してもらいたいという要請も寄せられているところであります。

これらの論点、要請に対しまして、見直しの視点であります。国の準則の範囲を拡大することについて、その妥当性を検証していくという見直しの視点があるのではないかと考えております。反面、地方自治の本旨を重視することによりまして、社会経済活動全体のコストが増加してしまうということをどのように考えるかという視点があるのではないかと考えております。国、地方、どちらに委ねるかによって、社会経済全体のコストの増加をどう考えるか、減少をどう考えるかということでもあります。

その見直しの方向性のイメージでありますけれども、社会経済活動全体の効率性と地方自治の本旨の調和点を見いだせる範囲において、見直しが考えられるのではないかとこのイメージを示させていただいているところであります。

この目的に照らしまして、今年度は調達関連の手続について、具体的なテーマとして検討させていただきたいと御提案申し上げます。資料2のほうを御覧いただければと思います。

1ページ目を御覧いただきたいと思います。調達に関連する手続であります。いわゆる業者登録、入札参加資格審査申請という行為によりまして、まず、地方公共団体に入札に参加するという意思を示しまして、業者登録をするという手続がございます。そこから、入札をし、契約を締結し、見積書など、あとは請求書を出すとか、あとは、実際の支払いをするまでの手続を調達関連手続と、ここでは呼ばせていただきたいと思います。

これに関しまして、まず、業者登録の部分、競争入札参加資格審査申請の標準書式の統一化が求められてきたところであります。これに対して、総務省としましては、累次、取組をさせていただきまして、昨年度の秋、標準様式というものを地方公共団体に提示をさせていただいたところであります。

これらの手続、統一化が求められているところでございますけれども、実際、地方自治法、もしくは政令なり省令で特に規範がある部分ではありませんので、これまで各地方公共団体の裁量で行ってきたという側面があります。それをどのように統一化していくか、これは実際、運用としてはかなり大きく行っているところでございますので、これを統一化

するために、どうして試してみようかというところでもあります。

そこで、当面の検討課題のところでもありますけれども、この研究会において、地方公共団体、民間を通じた社会経済全般の効率化を図る観点から、まずは、調達に関連する一連の事務手続・様式を中心に、規律密度を高めるべき手続なり、緩和すべき手続を抽出してみようか。そして、規律密度を実際に高める方法、緩和する方法といったものを、どのような方法が考えられるかについて御議論いただきまして、総務省として提示をさせていただき具体的な方策について皆様方から御意見をいただき、取りまとめをさせていただきたいというところでもあります。

具体的なスケジュールは2ページにございます。こちらからの御提示をさせていただくものでありますが、今回の検討の第1回目として、今回を置かせていただきます。次回については、3月頃を予定させていただいております、特に民間事業者とか非常に関心が高いものですから、関係者のヒアリングを行ってみようかと考えております。3回目に、具体的な議論をさせていただき、実質的な議論をしていただきまして、4回目でその意見の取りまとめをしていただくということで、進めてみようかと考えておるところでございます。

現行制度の実態などについては、担当係長のほうから説明をさせますので、資料3以降、よろしくをお願いします。

○柳係長 自治行政局行政課の柳と申します。資料3以降、御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。資料3をお手元に御用意いただければと思います。

資料3につきましては、調達に関する手続の法規の規定状況ですとか、手続の実態、様式の実態等について、簡単にまとめさせていただいたものでございます。

1ページ目を御覧ください。資料3の1ページ目でございますけれども、調達手続に係る規定の状況について、概括的にお示ししております。左上、法律とございますけれども、契約手続の種類ですとか一般競争入札の原則ですとか、こうした総則について法律で定めつつ、政令、省令に具体の事項を委任しているという状況でございますが、実際のところは、地方公共団体が定める条例ですとか規則、こうしたところに手続の細目について、広範に委ねられているというところがございます。これにより、地方公共団体ごとに手続の状況等ですとか様式が異なっているという指摘があるというところがございます。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらは調達に関する一連の手続と先ほどから申し上げておりますけれども、具体的にどういったものがあ

るかというものを大まかにまとめたものでございます。基本的に、骨格としましては地方公共団体はこの手続の方法に、フローにのっとっていると考えております。

図を御覧いただきますと、先ほど渡邊から申し上げましたが、いわゆる業者登録という入札参加資格審査、そして、その後入札を行いまして、落札者と契約を結び、契約に基づく事務が履行されましたら、事業者のほうから地方公共団体に請求を行い、地方公共団体はそれに基づき支払いを行うと、大まかにはこのような流れで進めているというところでございます。事業者と地方公共団体と色分けさせていただいておりますけれども、入札参加資格審査におきましては、申請書の作成、申請ですとか、入札においては入札参加の申込み、入札の執行、契約においては契約書の作成、また、請求など事業者と地方公共団体の間で頻繁にやり取り、事業者からの申請などが行われているというところでございますが、その申請書の様式などについて、地方公共団体ごとに異なることによって、事業者に不便であるといったような声があるといったところでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございます。こちらは随意契約について記載しているものでございます。契約の前に、随意契約におきましては事業者の選定となっておりますけれども、事業者の選定では見積書の作成ですとか見積書の提出、こういった手続があるというところでございます。

おめくりいただきまして、4ページ目を御覧いただけますでしょうか。4ページ目以降、財務関係規則における違いについて比較した例でございます。東京都と長野県の財務規則を比較してございます。一番上、一般競争入札の参加者の資格審査ということで、先ほどから申し上げております事業者登録でございます。大まかな事業者登録の流れについては、基本的には同じでございますけれども、同じ手続でありながら、規則の規定ぶりは大きく異なっているというところがございます。このように規則も異なりますし、地方公共団体に申請する入札参加資格審査の様式についても違いがあるという指摘があるところでございます。

下、指名競争入札の参加者の指名でございますが、こちらについては、指名競争入札をする際に指名する者の数につきまして、東京都におきましては、なるべく5人以上としておりますが、長野県では努めて10人以上とされておりまして、指名の基準が異なっているというところがございます。加えまして、東京都におきましては、東京都指名業者選定委員会というものを規則で規定してございまして、一定額以上の請負契約を指名競争入札でしようとする場合に、指名しようとする者については、東京都指名業者選定委員会の

議を経なければならないということで、手続の違いがあるというところがございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。見積書の徴収に係る要件というところがございます。見積書を取る際には、なるべく2社以上から見積りを取るというのが基本でございますけれども、1社のみで構わない場合というものにつきまして、長野県については詳細に規定しておりますけれども、東京都においては簡潔に規定しているというような違いがあるところがございます。下の契約書の作成につきまして、いずれも契約書の記載事項を財務規則で規定しているところがございますが、長野県におきましては、契約解除の方法を規定することとしておりますが、東京都にはこれが見られないというところがございます。対しまして、東京都は、下段でございますが、標準契約書というものを定めると、東京都は非常に大きな組織であるということもございまして、財務局において、標準の契約書を定めるというようなことを行っているところがございます。このような違いが見られるところがございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。先ほど申し上げました様式の違いというものについて、比較の例をお示しさせていただいております。6ページは入札申込書というものでございまして、入札に参加しますという意思表示を行うようなものでございますけれども、A県のほう、左のほうにつきましては、下の3番のところで入札担当者連絡先ということで、担当者名ですとか電話番号、FAX番号などを詳細に求めているところがございますけれども、B市においては、こういう記載がないというところがございます。

おめくりいただきまして、7ページでございますけれども、B市におきましては、入札参加表明書のほかに、申請書の記載事項が事実と相違ないことを誓約しますという誓約書を、これはA県にはないのですけれども、B市のほうでは別途求めていると、提出する書類の内容が違うというところがございます。

おめくりいただきまして、8ページでございます。こちらは委任状でございます。事業者の代表者が入札に参加する際に、支社などに入札事務を委任するという場合に提出するといったものでございます。こちら、A県のほうでは、委任者、住所、名称、代表者氏名とあって、その下に、届出済代理人氏名というものが括弧書きでございまして、B市には見られないようなものがあるですとか、あとは全体を通して記載方法が異なるといったような違いもございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページは入札書でございます。入札の際に、

実際に札入れをする際に提出するものとなりますけれども、A県のほうにおきましては、入札額総額のほかに、その内訳、数量、単価、金額といったものを記載するというように、細かく記載を求めているところでございます。これに対しまして、B市におきましては、入札金額のみを記載するという仕様になってございます。

ここまで見させていただきまして、手続の一般的な流れですとか骨格につきましては、地方公共団体、おおむね同じでございますけれども、規則等に基づく手続ですとか、様式等において差異が生じているという実態があるというところでございます。

資料3、以上でございます。

続きまして、資料4を御覧いただけますでしょうか。資料4につきましては、先ほど渡邊からも、業者登録、競争入札参加資格審査申請というところで、様式などが異なっていることに対して、総務省としても取組を進めてきたと申し上げましたけれども、その概要について改めて御説明を申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページ目お願いいたします。経緯を書かせていただいております。一番上に規制改革実施計画、令和3年とありますけれども、令和3年以前から累次の規制改革推進会議のワーキンググループとかにおいての意見ですとか、それを踏まえた計画において記載してきたところでございますけれども、競争入札参加資格審査申請におきまして、地方公共団体ごとに様式が異なるために事業者にとっては不便があるということ踏まえまして、この計画において、標準様式を策定するということを記載していたところでございます。

これを踏まえまして、2の取組経緯、総務省としましては、①でワーキングチームというものを令和元年に開催しております。地方公共団体の実務担当者を構成員としまして、競争入札参加資格審査申請の標準書式の案というものを作成したところでございます。これに続きまして、②で、標準書式の案について、地方公共団体に意見照会を行い、③で規制改革推進会議ワーキングでの議論ですとか、経済団体との意見交換、こうしたものを経て、④の標準項目の取りまとめを行って地方公共団体へ通知したという取組を行ってまいりました。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。標準項目について、今、地方公共団体に通知して周知したというところでございますけれども、その概要を書かせていただいているところでございます。1ポツの1つ目の丸のところでございますけれども、今申し上げましたように、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目というものを取りまとめると

ともに、その標準項目をまとめた標準様式というもの、地方公共団体に事業者が申請する際の標準となる様式と項目を取りまとめたというところがございます。

2つ目の丸、最後ですけれども、標準項目等について積極的に活用するよう、地方公共団体に総務省から要請したというところがございます。

3丸目でございますけれども、合わせまして、競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化、これについても検討していただきたいということで、この手続に加えまして、見積書ですとか請求書の押印の見直しにも取り組んでいただくよう要請したというところがございます。

標準様式の概要については、下の2ポツのところに書いております。国の様式に合わせつつ、3つの標準様式をつくってございまして、建設工事用、測量建設コンサルタント用、物品製造・役務の提供用の標準様式をつくったというところがございます。

地方公共団体においては、地域の実情に応じてどうしても必要最低限項目を追加したいという場合があると考えられたことから、追加項目等一覧の様式を策定して公表したところがございます。具体的には、地方公共団体が標準様式に項目を追加しようとする場合に、どういった項目を追加しているかということを一覧化してお示するというような形のものでございます。

3ページ目以降は、標準様式について、何枚か抜粋してお付けしておりますので、御参考でございます。

資料5に移らせていただければと思います。資料5の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。今申し上げましたように、総務省において取りまとめて、地方公共団体に周知いたしました競争入札参加資格審査申請の標準項目につきましては、概要欄に書かせていただいておりますけれども、標準項目等の活用状況等についてフォローアップ調査を実施したというところがございます。併せまして、規制改革実施計画も踏まえつつ、競争入札参加資格審査申請に限らず、地方公共団体の調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見や実態についても、地方公共団体に調査したところがございます。

主な調査内容を下に書かせていただいておりますけれども、大きく分けて4つございます。1つが今申し上げました標準項目の活用状況ということで、導入状況ですとか導入方法などを聞いております。右側、2番でございますけれども、競争入札参加資格審査申請について、標準項目に限らず、どのように申請を受け付けているのかですとか、地方公共団体に対する申請方法はどのようになっているのかですとか、そういったことにつ

いても調査をしております。

左下、3番目でございますけれども、こちら、競争入札参加資格審査申請に限らず、申請から支払いまでの調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況ということで、システムの構築の状況ですとか、システム相互間のデータ連携の状況などについて伺っております。

右側、4番目につきましては、これらの調達手続の電子化・オンライン化に対して、意見を調査したというところでございます。

2ページ目以降で、調査結果について簡単にまとめさせていただいております。2ページ目、御覧いただけますでしょうか。まず、2ページ目の一番上でございますけれども、標準項目等の活用状況、導入状況について聞いております。昨年度に調査項目を取りまとめて周知したというところでございますけれども、都道府県においては1団体が導入、市区町村は100団体が導入しているという状況でございます。ですけれども、多くが現在、導入検討中という状況でございます。

下、②番、導入方法でございます。「標準項目を導入」と「標準様式を導入」と記載してございますけれども、「標準項目を導入」というのは、総務省がまとめた標準項目、これをシステム改修をして反映したというものでございます。対しまして、「標準様式を導入」というのは、総務省が取りまとめた標準様式を、そのまま紙媒体ですとかメール送付等によって利用しているというものでございます。このように見ますと、多くが総務省がまとめた標準様式をそのまま導入していると。紙媒体、メール送付等により利用しているという状況で導入しているというところでございます。システム改修に至らずとも、導入できるところがいち早く導入をしていただいているというところかと考えられます。

3ページ目、御覧いただけますでしょうか。先ほど少し申し上げましたけれども、総務省がまとめた標準項目に対しまして、さらに地方公共団体で独自に申請項目を追加しているものが、どのぐらいの数があるかというものを確認、調査したものでございます。こうして見ますと、ゼロ、特段追加していないという団体が最も多くなっておりますけれども、一部追加している団体もあるというところでございます。下は追加している項目の例を列記させていただいておりますけれども、技術者の名簿・経歴のほか、測量の実績、工事の経歴など、契約実績などについて追加して聞いているという例が多いようでございます。

4ページ目、御覧いただけますでしょうか。4ページ目は、今の独自項目のほか、さら

に独自に求めている添付資料はどのくらいあるかというところでございます。こちらもちゼロが多くなっておりますけれども、一部、求めている団体があります。追加している添付資料の例としましては、暴力団排除に関する誓約書のほか、使用する印鑑届と、併せて印鑑証明書を求めているというケースがあるところでございます。

続きまして、5ページ目、御覧いただけますでしょうか。こちら、標準項目をこれから導入しようと検討している団体に導入を予定している時期を聞いたものでございます。左側の図を見ますと、令和4年度、令和5年度と順次、準備出来次第というところかと思っておりますけれども、タイミングについては、右側の図で聞いてございまして、①の競争入札参加資格の申請更新時期としているところが多くなっているところでございます。

こちらは、①番の申請更新時期でございますけれども、地方公共団体におきましては、2年間など期間を定めて資格を付与しているところが多くございまして、更新時期に合わせて様式等について導入しようと検討しているところが多いところでございます。

6ページ目、御覧いただけますでしょうか。標準項目を導入するに当たってどういった課題があるかということについて、こちらでまとめてございます。最も多いのが、既存システムを改修するのに多額の経費を要するということ。2番目が、必要項目の追加や不要項目を削除する必要があり、事務負担の増加につながるというもの。3番目、これが事業者への事務負担が生じるということでして、現行の申請から入力項目ですとかを変更することに伴って、特に地域の小規模事業者にと事務負担が生じるのではないかという意見。それから、4番目でございますけれども、他団体との調整とございまして、周辺自治体と共同で受付を行っているという場合には、他団体と導入に当たって調整が必要という課題を指摘しております。また、5番目でございますけれども、申請方法を変更することに伴って、事業者にも周知するなどの事務負担が生じるといった指摘もあるところでございます。

7ページ目、御覧いただけますでしょうか。こちら、標準項目に限らず、入札参加資格審査申請をどのような体制で受け付けているかを確認したものでございます。自団体単独というものが7割でございますけれども、例えば都道府県と市町村で一元的に受け付けるなど、共同で受付をしているという団体も3割ほどあるという実態でございます。

8ページ目、御覧いただけますでしょうか。8ページ目につきましては、事業者から地方公共団体に、どのような申請方法で申請をしているかというものを問うたものでござ

いますけれども、都道府県におきましては、システムと郵送を併用としているところが最も多く、その次に郵送が多くなってございます。いずれにしても、システムを導入しつつも、紙ベースでの郵送というものが残っているという状況が分かるかと存じます。市区町村も同様に、郵送というのは必要になっているというところでございます。

9ページ目でございます。9ページ目は、申請を受けて地方公共団体が審査した結果をどのように事業者へ通知しているかというものでございますけれども、こちら、都道府県、市区町村ともに、①の書面で通知というものが最も多くなってございます。また、併せてホームページで公表しているという団体もございまして、引き続き、書面が残っているという状況が分かるかと存じます。

10ページ目、御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましては、競争入札参加資格審査申請に限らず、調達手続に関するシステム構築の状況を尋ねたものでございます。都道府県を見ますと、②の事業者登録システム、④の案件情報公開システム、入札案件をお示しするというもの、⑤の電子入札システム、こういったものについては、整備が進んでいると。これは市区町村も同様の傾向でございますが、特に⑥、⑦といった契約書ですとか請求書の管理をするようなシステム、こうしたものについては、整備があまり進んでいないというところでございます。また、都道府県と比べまして、市区町村については、全体としてシステムを構築している団体の割合というのは低い状況にあるというところでございます。

11ページ目を御覧いただけますでしょうか。11ページ目につきましては、事業者が地方公共団体に申請を行う際にオンラインでできるかどうかというものを確認したものでございます。こちらについて、都道府県におきまして、③、④の入札公告、公告内容の確認をオンラインでできるですとか、落札者に対して通知等をオンラインでできるという整備を行っているところが多くなってございます。市町村のほうにつきましては、やはり都道府県と比べても整備している割合は低いという状況です。傾向としては、都道府県と似ているところでございます。

12ページ目を御覧いただけますでしょうか。12ページ目につきましては、地方公共団体が、今申し上げました整備をしているシステムにつきまして、システム間でデータ連携を行っているかというものを確認したものでございますけれども、都道府県につきましては、①のデータ連携はしていないという団体はありませんが、②番の一部のシステム間でデータ連携をしているという状況でありまして、③の全てのシステム間でデータ連

携をしているというところまで行っている団体は少ないというところでございます。お隣、市区町村につきましては、都道府県と比べまして、①番のデータ連携していないという団体も一定程度あるというところでございます。また、全体的に都道府県と比べてデータ連携をしているという団体の割合は少なくなっているという状況でございます。

13ページ目、御覧いただけますでしょうか。こちら、押印を廃止した手続について、確認したものでございます。都道府県につきましては、比較的、押印廃止を進めてきているという状況かと考えられますが、市区町村も同様ですが、④番の契約書につきましては、押印廃止は進められていないと。これからというところでございます。また、市区町村の割合を見ますと、多くても2割程度ということで、押印廃止はあまり進んでいないというところでございます。

続きまして、14ページ、御覧いただけますでしょうか。調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化を進めていくに当たっての意見ですとか課題を地方公共団体に尋ねたものでございます。

まず、1番目、こちらが電子化・オンライン化を進めるに当たっての意見や課題でございますけれども、1つが小規模事業者への配慮が必要ということで、電子化・オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者に対する配慮が必要なのではないか。2つ目につきましては、システムの改修に伴って財政負担が増えるのではないか。3つ目につきましては、事務手続ですとか運用に係る見直しが必要になりますといったことの懸念。4つ目が情報連携をする必要があるのではないかと。電子化・オンライン化の効果を最大限発揮するためには、登記情報ですとか納税情報、こういったものをバックヤード連携することが重要なのではないかという意見。5つ目につきましては、これらに対しまして、事務負担の軽減や事務処理の効率化ということも図られるのではないかという前向きな意見も一方であるというところでございます。

おめくりいただきまして、15ページ目でございます。15ページ目につきましては、調達手続について、国が標準化を進めて、さらにシステムの標準仕様を提供することについてどう考えるかというところを問うたものでございますけれども、1つ目が独自の要件設定を可能とすることが必要ということでございまして、各地方公共団体において、国が標準仕様を示す場合について、独自の要件を柔軟に設定できる、カスタマイズできるような仕様とすることが必要なのではないかという意見があります。

2つ目が、同様でございますけれども、システムの改修経費等がかかるというもの。

3つ目が事務手続の標準化が必要ということで、事務手続や様式が標準化されない限り、システムの標準仕様というものを提供されたとしても導入に至らないのではないかと。入札参加資格の格付の統一ですとか標準的な財務規則の整備が必要なのではないかという意見もあったところでございます。

4つ目につきましては、他方で事務負担の軽減等が図られるのではないかという前向きな意見もあるというところでございます。

続きまして、16ページ目でございますけれども、国が統一的なシステム、これを整備して、地方公共団体に対してシステムをお渡しするという点について聞いたものでございます。1番、2番については、これまでと同様でございますけれども、小規模事業者への配慮ですとか、独自のカスタマイズを可能とする必要があるのではないかという意見。また、3番は、実際に導入した場合のコストがどうなるのかという点を検証する必要があるのではないかと。また、4番は地方公共団体ごとに手続が異なりますので、統一的なシステムは困難なのではないかという否定的な意見。それから、5番につきましては、いっそのこと、国によって統一的なシステムを整備してみてもどうかという意見。他方で、6番ですけれども、システム開発経費等の削減を図られるのではないかというような前向きな意見。それからまた、こちらについても同様ですが、事務の標準化が前提となるのではないかという意見がございします。

おめくりいただきまして、17ページでございます。こちらは事業者が全省庁統一資格を取得することで、同時に地方公共団体の資格を得ることができる仕組みをつくることとありますけれども、全省庁統一資格といいますのは、国の各省庁が統一で入札資格審査を受け付けて、資格を付与するというものでございます。それを行った際に、地方公共団体の資格も同時に得られるようにしてはどうかとする場合のことについて、意見を聞いたものでございます。

こちら、1については同じで、独自の資格設定ということで、国の統一資格としたとしても、地方公共団体独自の主観点評価の反映ですとか格付ができる仕組みとする必要があるのではないかという意見。

それから、2番の中小企業の保護の観点とありますけれども、事業者が全地方公共団体の入札参加資格を取得しやすい仕組みとする場合には、中小企業者の受注機会を減少させることにつながりかねないのではないかという意見がございました。

それから3番、4番、5番、6番はこれまでとほぼ同趣旨でございます。コスト検証が

必要ですとか統一的なシステムが難しいのではないか、システム開発経費の削減が逆に図られるのではないか。それから、事務の標準化が前提となるのではないかといった意見があったというところでございます。

こちら、フォローアップ調査の結果は以上でございますけれども、地方公共団体ごとに標準項目の取組状況ですとか、申請の受付方法などは、かなり異なっているというような状況があるというところでございます。

○渡邊理事官 最後、資料6を御説明させていただきたいと思います。

これらを踏まえまして、総務省としてどう進めていくか、あと、研究会としてどう議論をさせていただくかというイメージ、たたき台を資料6で示させていただきたいと思えます。

おめくりいただきまして、1ページ御覧いただきたいと思えます。まず、今回、調達関連手続の標準化を、我々として、議題として取り上げさせていただいた背景と申しますか、思いを述べさせていただいているところでもあります。地方財務会計制度の見直しについては、コロナウイルスの対策とかを踏まえた社会全体のデジタル化などの社会経済活動全般の効率化を図る必要性を踏まえると、地方公共団体と他の経済主体の関わりについての規範化を財務会計制度の1つの目的とさせていただいておりますけれども、そういった側面から、財務会計制度の一定の標準化なり、統一化を図る方向での見直しが要請をされているのではないかと申します。

2つ目の丸、このような側面から見直しをしたとすると、財務会計制度は非常に幅広く予算、決算とか財産制度、様々あるところでもありますけれども、この目的1つに限って、その側面から見直しを考えた場合、その対象としては、地方公共団体の収入なり支出の方法、そして、今回取り上げさせていただきたいとしております調達関連手続といったものが挙げられるのではないかと考えております。

収入、支出の方法につきましては、私人委託制度の見直し、この間、中間報告で御提言いただいたところでございますし、地方公共団体が直接行う収入なり支出の方法についても、今後、地方公共団体の実務の要請なり、指定金融機関なり、そういったところの意見を踏まえながら、見直しを進めていってみたいかどうかという御提言を頂戴しているところでございますので、このたびは、調達関連手続の見直しについて議論をしていただく。具体的には、経済関係団体からも強く要望が寄せられていることを踏まえまして、地方公共団体の調達関連手続なり、様式の標準化について議論してみたらどうかと意義づけて

おります。

おめくりいただきまして、2ページ目をお願いいたします。当面の進め方、まず、1年ぐらいにわたっての研究会での議論の進め方、総務省としての取組の進め方を書かせていただいているところでもあります。まず、調達関連手続、様式の標準化につきましては、民間事業者などの経済活動に深く関わるものでありますので、先ほど冒頭、御説明させていただきましたように、研究会においてヒアリングをしていただいて、民間事業者などからどういったものを標準化することが望ましいかというような、実際の案件を提示していただくという進め方をしてみてもどうかとさせていただいております。

2つ目の丸でありますけれども、このように御提言を民間事業者からいただいたものについて、特に地方公共団体において標準化を図るべきと考えられるようなものについては、さらに自治体なり、民間事業者の意見を聞きながら、また、国の調達手続の例を参考としながら、総務省として、先般、我々として提示をさせていただいております競争入札参加資格審査申請に係る標準項目のようなものを改めてつくってみてはどうか、ここでは「標準とすべき調達関連手続・様式等の例」とさせていただいておりますけれども、入札申請の標準項目のようなものを、地方公共団体に提示できるようなものを取りまとめられてはどうかと考えております。

実際、先ほど説明させていただきましたフォローアップ調査などを見させていただきますと、各地方公共団体の手続なり、様式なり、実際の運用は種々の差異が見られるところがございますので、そして、現行制度上は、まだ国の法令の規範事項になっておりませんので、まずは、先ほど申し上げた標準とすべき様式、調達関連手続で、こういったものを総務省として作成させていただきまして、これを地方公共団体に提示をして、技術的な助言として、標準化に向けた取組を慫慂していく、働きかけていくということとさせてみてはどうかと結ばせていただいております。

最後、3ページ、さらに、その先の中長期的な取組について、最後、述べさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、まずは、地方公共団体に対しまして、様式の例を提示させていただいて、これを地方公共団体に慫慂させていただくこととしまして、その後の取組の状況を踏まえまして、総務省から引き続き、慫慂させていただくことと重ねまして、システム整備の取組もさせていただく。その進捗状況に応じて、例えば、調達関連手続なり、様式について、国の法令により統一化をしていくということ。そして、さらにその先と想定をしておりますけれども、調達関連手続に関するシステムの使

用についての標準化を検討してみることにしようかと結ばせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。どなたからでも結構でございますので、どうぞ御自由に、御質問も含めて、御発言頂戴できればと思います。いかがでしょうか。どうですか。御質問等でも結構ですけども。

○片桐構成員 よろしいですか、片桐ですけれども。

○高橋座長 片桐先生、どうぞ。

○片桐構成員 調達手続の共通化と電子化が課題であるということは、よく分かります。実は、調達手続に関しては、国のほうも含めてですけど、例えばWTOの調達協定の関係とかどう考えるかとか、その他、例えば、価格拘束性をどういうふうに考えるかとか、いろいろあるかと思うんですけど、そういうことよりも、どちらかというと手続の標準化を、まずは考えたいということだということでしょうか。関連して2点ほどあるので、まず、この点について確認させてください。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 そのような御理解で、我々は思っております。

○片桐構成員 ありがとうございます。その上で、その観点から全体的によく分からなかったのは、手続の標準化・電子化はそれぞれ別の課題な訳ですが、このうち電子化というときに、フォームの統一という部分から入るのはなぜなのかというのがよく分からないんです。というのも、要するに、電子化するときには手続上、どういうデータが必要で、そのデータをどう処理していくかというフローと、それから、それをどのシステムでやるかというシステムを考えないといけないわけです。他方、フォームは、乱暴な言い方かもしれませんが、自治体あるいは国も含めた複数のシステムにデータが投げ込めるようなシステムを、業者ごとに使いやすく開発する、いわゆるAPI化しておけば、それでいいという考え方もあるかと思うんです。つまり、フォームのほうをこちらで決めなくてもいい。あるいは、国のほうで決めなくてもいいという考え方もあり得るのではないかと思うんですね。

逆にフォームから入ってしまうと、フォームに書かれたものをどうデータ化して、このデータを、どこのシステムにどのように連携していくかという形で、全部システム開発をこちら側がやらなくちゃいけないという話にもなるのではないかと思うんです。こ

の辺のところについて、どういう基本的な思想でおられるのかというのが、2点目の質問です。

あわせて、3点目ですけど、それと関連して、データ処理のフローと、あるいはシステムの在り方と、それから行政手続としての調達の在り方について、適正な手続として、どこを何を確認していくのかは、必ずしも同じではないと思うんです。人間がどのタイミングで何を判断していくのかと、電子的な処理のフローというのは一緒ではなくて、そういうデータの処理のところ、人間のフローをどう合わせて入れていくか。要するに、人間のフローに合わせてデータのフローを考えてしまえば、それはデータのフローは膨大になってくるというか、複雑になっていくわけで、この辺のことをどのように考えておられるのか。

自治体さんからの御意見を見ていると、要するに、既存の処理のフローがあって、それは人間のフローと重なっていて、書面ベースでやっている。これが一部電子化されているんだけど、その電子化されているフローは別のフローで、なかなか重ならない。そこをあえて国のほうでこうしろと、しかも、連携をするのをどう考えるのかというのを処理しないでこうしろと言われると少し困っちゃう。自治体のほうでは、オンプレミスの固有の処理システムを庁内に持っているところと、クラウド化しているところと、それからこれを将来、ガバメントクラウドに上げていくことを前提に、今、システムの更新時期との関係で悩んでいるところと、いろいろあるかと思うんです。この辺の見通しも含めて、お伺いさせていただきます。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 先生おっしゃることはごもっともだと思っております。

今回、我々がまず、標準様式というものをつくって、標準項目を提示させていただいて、しかも、前提としたものも示させていただいて、取組させていただいておりますが、調査結果を御覧いただくとお分かりのように、まず、紙媒体のものが非常に多いと。もしくは、よくてハイブリッドのような感じの例が非常に多いので、まず、手続の標準化を図るためには、どうしても紙媒体を前提とした取組を、まずは想定していかないといけないということをお前提としておるところであります。

その上で、事務手続なりの標準化が醸成されていった際には、制度化を図っていく。その上で、統一をしていってみるという思想で、今回のフローを書かせていただいているところでもありますけれども、片桐先生おっしゃるように、例えば入札なりの場における共通

入力項目のようなデータベース機能を設けて、そこから民間のシステムと連携をさせていただくという発想も、ごもつともだと思います。

そこは、どのような手法があるか、今後、御議論いただくということだと思いますけれども、まず、実現可能性の高い取組としては、紙媒体のものを前提として考えていかなきゃいけないという問題意識は、我々としてあるというところであります。そこは平行して、まず、議論を進めてみてはどうかと考えております。

その上で、ガバメントクラウドに乗せていくまでの道筋というところでありますけれども、まず、地方公共団体、令和7年までに標準化法の対象となります20事務について、標準化を進めているというところでありますので、その取組と条件を見据えつつということではありますが、現在の入札契約手続の状況からしますと、標準化法に基づく事務と違って、国の法令による規律密度がかなり低い、自治体の運用なり裁量に委ねられているエリアが非常に大きいので、まだ標準化法に基づくような取組を進める事務に至っていないというんでしょうか、そのような事務になっていないのではないかと。もし、そこまで取組を進めるということであれば、規律密度を高めるとか、一定の全国で一律に行われている事務というように、細目まで国の法令などによりまして、細目まで規律密度の高い制度としてある必要があるのではないかとという問題意識があります。

そこに至るまで、どのようなプロセスで持っていくかという問題意識を持って、今回、このような道程を書かせていただいたというところであります。

○片桐構成員 ありがとうございます。調達だけじゃなくて、財務会計上の各種のシステムですよね。例えば予算処理とかも含めた、財務会計上の支払いまで含めた各種のシステムがいろいろあるかと思うんです。地方公共団体、それぞれがどういうのを持っているのかわかりませんが、国で言えば、入札システムのほか、公共調達システムのほか、例えば財務会計システムとしてADAMSがあったりするわけですよね。あるいは、予算編成システムなんかもあるかと思えます。

海外と比較をして、日本が特に困っている、困ったことになっているとすれば、この部分のオープンデータ化が進んでいなくて、そのデータをやり取りするためのシステムと、それから外部のアプリケーションとの連携も基本的には開発されていないという点なのではないか、という印象を持っています。結果として、ウェブ入力システムも含めて全部、国側で提供しなくちゃいけない。そうすると、スケールメリットというか競争も起こらない。システムごとの競争も起こらないし、簡単にベンダーロックインも起こる。結

果、費用も高止まりするし、こちら側でどんどん仕様書を改定しなくちゃいけないから、どうしても後追いになると、そういう問題があるかと思うんです。

それを自治体さんにやれというのはかなり無理があると思ってまして、そうすると、結局自治体ごとにやはり紙でいいよねとか、例えば、役所の規模が300人ぐらいしかないようなところで、一々こんなのにリソース回してられないよねというのはあるかと思うので、その意味で、国のほうで何かしらのイニシアチブを持ってやるということは重要なんだと思うんですけど、そのときに、入力フォームとか紙の入力フォームを移すところから始めましょうというのが、ちょっとどうかな、と個人的には思っているということです。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。貴重な御指摘だと思います。

それでは、小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 今年度もよろしくお願ひします。まず、私の考え方からいうと、私は地方分権の主張というのは中身ですべきということを言っていて、手続とかそうした面では、特に税の分野では統一化の方向というのもあるのではないかとこのことをいつも言っています。その立場からすると、全体としては、今回の話というのは、妥当と思ひました。したがって、資料6の方向性そのものは、否定しないところです。

ただし、少し気になるのは、見直しの視点の、資料1のページ6の見直しの視点から、資料2のページ1の効率化を図る観点というのに一気に飛んでいるという感じがします。地方自治とかそういうのはもう観点に入れれないのか、スタート台で、今回の場合、そういう姿勢なのか、ということです。

それから、次に、資料5の関係で言う、教えていただきたいのは、100なり、47都道府県の個表を教えていただけないかということなんです。というのは、100市町村は結構、規模によっても、実は違いがあるのではないかなと、思っています。その理由は、様式とかを国に決めてもらっちゃったほうが簡単でいいやと考えるところは、もしかしたらすごく小さいところで、例えば東京都のように大きなところは、むしろ独自にやりたがるのではないかとこのことが、勝手な机上の想像なんです。ですから、団体別の状況を、個表をもし教えていただけるんだしたら、後日で結構ですので、御提供いただければと思ひます。

さらに重要なのは、事業者ということを一括して考えることができないのではないか

ということです。つまり、資料5の意見の中にありますように、地域の事業者にとってみると、いろいろな地域に参入しやすくすることは、結局ライバルが増えるということなので、望ましい状況でも何でもありませんよね。つまり、地元産業を育成したいとか地元企業を守っていきたいと考える立場からすれば、地域経済を守りたいという立場が、それがいいかどうかは別として、その立場からすると、今回の改正でどこの自治体でも同じ様式にしてくれという産業界の要請、経済界の要請というのは、そうしたことができる企業の立場からの要請であって、経済界全体の要請ではないのではないかという気がするんです。

ただし、今回の方向性は、まずは様式というか、項目なり何なりをお示しして、やれるところはやってねというぐらいの姿勢らしいので、それであれば、そこまで否定しないでいいのかなというのが、冒頭申し上げた結論なわけです。

ただ、いずれにしても、実態の面で、経済界からお話を伺うという話が先ほどありましたので、ぜひ、お聞きになる際には、いろいろな規模のところとか、地場産業的なところとか、多様な経済界や事業者側の御意見を聞いたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 事務局、コメントありますか。

○渡邊理事官 3点、御指摘いただいたところでありますが、まず、1点目、地方自治の観点を考慮しないのかということでもありますけども、そこはしっかりと考慮する必要があるとは思っております。立法化するのであれば、地方自治の本旨に基づいてというのは憲法に書いてあるとおりでございますので、そういったことは十分踏まえていく必要があると思っております。

2番目は、詳細はまた資料として御提供させていただきたいと思いますが、概要については、後ほど担当係長から説明をさせていただきたいと思っております。

3点目の大企業と中小企業の御指摘でありますけれども、先生、御指摘のとおりであると思っております。御要望を寄せられているのは、大企業を構成員とする団体などであり、全国的な活動をしているところでありますので、そのような御要望になったということは、おっしゃるとおりだと思います。

一方、各地域に根差した中小企業という立場もあると思っておりますので、そこはそれぞれの立場があると思っておりますから、先生御提案いただいたように、それぞれの立場を代表するような事業者なり、団体なりからお話を聞かせていただくなり、工夫をさせていただきたい

と思っております。

○高橋座長 係長、何かコメントありますか。分布等に関してとか。

○柳係長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。先生の御指摘は団体の規模によっても、違いがあるのではないかと御指摘かと思えます。

団体の規模ごとにどうなっているかなどは精査が必要かと思っております。そちらを精査させていただくとともに、個表をお示しすることについても、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○高橋座長 では、次回以降とかに。そういうことでお願いします。

それでは、ほかの先生方がいかがでしょうか。石川先生、お願いします。

○石川構成員 まず、私も資料6の問題意識については、最後にお話を伺ったところについて、全て同意します。

今、小西先生がおっしゃっていたこと、中小企業が参入できるかどうか心配だということ、これまで、そちらでかなり調べられておられたので、ヒアリングするときには、こういったデメリットがあるかも確認されたほうがいいのかと思いました。

それから、先ほど片桐先生が言われたことは、そもそもそうだなということ、なるほどと思って伺っておりました。確かに「様式」を検討するよりも、「項目」を検討するほうがいいのではと、非常に腑に落ちました。相当にコストがかかるという御意見もあったようなので、思い切って、例えば、マイクロソフトフォームとかグーグルフォームとかを活用する。それであれば、入力する「項目」だけを共通化して、それぞれの自治体がエクセルシートあるいはスプレッドシートでデータをダウンロードして、「様式」については、それぞれの様式で、そのまま保存することになれば良いかと。「紙」にこだわらずに、そういったフォームを活用し、データを保存するという方向に、シフトしていったほうがいいのではとお話を伺って、考えておりました。

そうすれば、先ほど片桐先生が、こういうのがオープンデータ化されていないということも話されていましたが、そういったフォームを活用することを前提に、「項目」の標準化を議論することで、簡単にコストもかからずに、統一化も可能なのではと。また、エクセルシート・スプレッドシートでのオープンデータ化により、外部の利用者にも比較可能性も高まり利便性があるのではと、お話を伺っていて考えておりました。

以上となります。

○高橋座長 どうもありがとうございます。事務局、何かコメントありますか。

○渡邊理事官 御指摘ごもっともだと思いますので、また御議論いただきたいと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、ほかの先生方、いかがでしょう。木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員 お話伺っていて、この辺りの領域について、私はフランス法をベースに考えておりますので、フランスとの大まかな比較で言うと、この辺はまさに国が統一的にやっ
ていいのではないのかというのが率直な印象です。

そもそもフランスでは、国と自治体で、この関係の手続は、同一の法典、同一の公共調
達法典で一括されていまして、日本の場合には、会計法が国の契約だけで、地方公共団体
の契約は、それとは別の法制になっていましたけれども、もともと沿革的に見れば、フラ
ンス法のシステムを日本が採用したわけですから、最後のペーパーの6のたたき台の最
後にあります、国の法令で統一化というのは、私から見れば先祖返りだけの話だと思っ
ていますので、積極的にやっていただきたいというのが本音でございます。

小西先生の言葉で言えば、まさに手続的な観点がメインですので、この辺、フランスで
は通達で共通化している要素が多いと思いますから、その辺りは実際的にも不可能では
ないと思います。もっとも、日本の現状からすると、なかなか難しい面はあると思いま
すが、国との連携も視野に入れながら、国の制度との比較も考慮して、国のシステムと
できるだけ共通化するという発想は、先ほどお示しいただいたとおりでありまして、
その辺を含めて進めていただきたいということです。

その一方で、まさに小西先生がおっしゃったように、地方公共団体の特殊性も考慮する
必要があるということになると思うのですが、この辺は、むしろ私の感覚だと、資格審
査の話で考慮されるのではないかと、むしろこちらのほうが地域の特性、まさに地域貢献
などのファクターを組み入れやすい領域だと思いますので、そちらのほうでは、な
かなか統一化というのは難しい。それこそ国の統一資格審査をそのまま当てはめるよ
うなのはなかなか難しいかもしれないけれども、様式の統一化、あるいはシステムの
統一化というのは、また別の話ではないかという印象を受けます。もちろん地元企業、
中小企業等々への配慮は必要だと思いますから、一定の経過措置とか例外的な措置、
これもまた事務負担を増やすファクターにはなるとは思いますけれども、長い目で見
ると、この辺りも必要な社会的コストと考えることもできますので、資格審査の
あたりの話とは切り離して、見積書とか契

約書の作成といった、その辺りの手続については重点的にやっていただきたいという思いはございます。

そうは言ってもということで、まさに、一番最初のところで、前回までのテーマとの比較をされていたとおり、資料1の6ページだと思いますが、他の経済主体との関わりということで、支出とか収入についても、他の経済主体とは関わりますけれども、この辺りはまさに前回まで議論されたように、自治体の手足として、広い意味での自治体の手足として、民間事業者が活躍するという場面であるのに対しまして、今回の調達というのは、要するに利害関係が対立するという反対給付の関係でありますので、状況がやはり違うわけです。前回までのような私人委託の場合には、私人委託とか指定代理納付とか、そういった場合を想定すると、自治体の側で一方的に指定するという行政行為の要素があるのに対して、今回の調達の場合は、専ら契約的な場面でございますので、その意味で、民間事業者の意向、それこそ地元企業、中小企業の意向といったものを、前回までのテーマよりも重視せざるを得ないと思います。その辺については、しっかりとヒアリングをさせていただいて、より慎重に状況を見極めていただきたいという意見でございます。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局、コメントありますか。

○渡邊理事官 十分に踏まえさせていただきたいと思います。

○高橋座長 はい、どうも。それでは、建部先生、いかがでしょうか。

○建部構成員 標準化の推進ということで、御意見伺っていたんですけども、私の専門分野の民法で申し上げますと、先ほど片桐先生が、300人程度の自治体だとちょっと無理だみたいなことをおっしゃっていらして、そして、一般行政職117名のところの例規集を拝見しましたら、そもそも民法の大改正に対応していないのをそのまま維持している、大変かなり困った状態にあるということを見いたしました。

すなわち、資料で長野県と東京都をお示しいただきましたけれども、資料の3の主な規定の比較の5ページで、契約書の作成のところの3項目をお示しいただきましたが、こちら、東京第10号ですと契約不適合責任、そして、長野県の第10号ですと、やはり契約不適合責任となっておりますが、こちらは民法改正に対応して、改正されたものと思います。ところが、117名のところだと、こちらは旧規定の瑕疵担保責任がいまだに維持されているという大変厄介な問題があります。すなわち、民法の大改正は、本当に100年ぶりの大改正にすら対応できない状況を、自治体が積極的に利用しているのであればいい

んですけれども、法改正に対応していないことを知らずに放置している状況というのがありまして、標準書というものの策定というものは、大変に喫緊の課題であると、私の専門分野の観点から拝察いたします。

あと、もう1点なんですけれども、結局、契約不適合責任であろうが、危険負担であろうが、大改正されましたし、また、その内容の具体的な損失、損害の負担割合というのは、結局契約書において定められるんでしょうけれども、そちらの具体的な内容を比べませんと、また、自治体ごとの詳細な実態が分からないといった状態がありますし、さらに言いますと、40年ぶりの物価高騰ということで話題になっていますが、まさに事情変更の原則という、これまで無視されてきました大変重要な原則が効いてこざるを得ない場面ともなっています。と言いますのも、原材料価格の高騰等による契約費用の高騰、こちらは自治体が負担するのか、業者が負担するのかということも、それは自治体ごとの選択に委ねられるとは言いながらも、やはり標準的にはこうなんだということを住民自体も知っておきませんと、また、それに対する自治体の選択も知っておきませんといけない状況になっているかと思いますので、標準書の作成というものは、なかなか法改正等に対応しきれない自治体を踏まえますと、やはりあっていいのではないかと思います。

すいません。長くなりました。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 自治体も民法の適用を受ける、もちろん当然受ける、契約については特に民法の当事者でありますので、その部分はおっしゃるとおりだと思いますし、標準書式の例とかに十分に反映させていただくことだと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、大脇先生、いかがでしょうか。

○大脇構成員 この研究会で、そもそもやろうとしている事柄の概要と、あと、今後の進め方というのを一通りお聞きしまして、適正に進めていただけるんだなというので非常に感心いたしました。

その上で、単なる感想なんですけども、先ほどから議論されています、標準フォームというのと、その後の電子化と、標準様式自体は、見本も見せていただいて非常にイメージできたんですけど、紙の話を標準化するというのがまずあって、それを次に、電子化するというのがあるかと思えます。両者は別物なんですけれども、流れとしては、必然的にシームレスにやっていかないといけないものだということであって、その辺を事業者なり、自治体にどう説明していくのかというのは非常に難問だと思っております、向こうにあ

る電子化というのが、随分遠く見えるんですけど、それがどういうメリットがあるのかということを中心に説明しつつ、まずは目先の紙のフォームの標準化が大事ということ伝えていくのが難しいところかなと思いました。

そう思った前提としては、私の経験から申し上げますと、私は今、九州大学の教員なんですけれども、その1個前は熊本大学に17年間おりました、県内の自治体から、あと国で言うと、九州財務局とか農政局というのが熊本にありますので、そこの入札とかによく呼びいただいていたんですけども、これももう既に議論されていますけれども、自治体の大きいところ、小さいところの差というのと、事業者の大きいところと小さいところの差というのが、誰もが分かることなんですけどめっちゃくちゃあって、多分、小さい自治体、小さい事業者は、現状で多分何ひとつ困っていないと思うんです。事業者に関して言いますと、例えば熊本県が発注する土木工事の入札監視委員会をやっていたんですけども、案件に出てくる事業者というのは、多分95%ぐらいが中小零細事業者で、競争したいとかしたくないとかそういう問題とは全く違って、そもそも土木事業者のテリトリーがもうマックス半径20キロぐらいで、その範囲内でしか工事なんてそもそもできないわけで、そういう事業者がぽつん、ぽつん、ぽつんと存在していて、その人にしかできない仕事があって、競争する必要がないわけなんです。そこに競争を入れましょうとかというのは当たり前なんですけども、現実にはできない中で、何ひとつ困っていないところに、こういうシステムを入れる、行く行くは電子化してくださいというのってなかなか難しいんですけども、ただ、そこにちゃんとメリットがあるから、到達点をそこに向けてやっていくんですよと言う必要があると思いますし、自治体のほうもびっくりするぐらい小さい自治体がたくさんあって、総務課長と称する方々もスーパーマンのように働いていて毎回感心するんですけど、そういうところも今、何も困っていないわけです。

そこにこういうことをやってくれませんか、新たに変えてくれませんかって多分迷惑千万に思われると思うんですけど、ただ、それをやっていくことによって、これから人手が足りないところに助けになるというところをお見せしつつ、進めていくというのが大事かなと。そして、全体として標準化していくというのは必然的に、地方自治を守るというのは全く当たり前のことだとしても必要だと思いますので、そういうところを丁寧に研究会としても議論していければいいなと思いました。感想です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局、何かコメントありますか。

○渡邊理事官 先生、皆様から御意見いただいている、共通するところでもあるんですけれ

ども、全体の方向性としての進め方、そして、それに対して自治体の特殊性とか中小企業の配慮とか、そういったところも十分踏まえていかなきゃいけないということを、総じて御指摘いただいたというところもありますので、十分に踏まえさせていただきたいと思っています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、私の感想を申し上げておきます。まず、団体間の違いといっても事業者とのインターフェースの話ですから、内部手続が違っていても、それはあまり関係がないかなと思いました。例えば、5者を必ず入れなければいけないとか、10者とするかというのは、これは内部の話なので、そこは事業者とのインターフェースとは関係ない話だと思いました。見積りを徴する場合の要件が違っていても、どっちにせよ、見積書の項目について事業者は作成しなければいけないので、そこは仕様書とのインターフェースでは考えなくて良いのではないかと。そこら辺は、まず、問題を切り分ける必要があるだろうということを感じました。

次に、先生方がおっしゃった点です。紙ベースで基本的にお話を進められることは重要だとは思いますが、ただし、そのことと、将来的なシステム化を見据えて、例えば大企業のニーズを踏まえて、今からでも自動的に流し込める仕組み、各種のデータを自分の持っているシステムから流し込める仕組み、そういう電子化も同時並行的に考えるということも極めて重要だと思いました。その辺についても、ぜひ今後検討していただきたいと思いました。

さらに、システム化は手続にはなじむのですが、その一方で、小西先生がおっしゃった地方自治の観点からいうと、地元中小企業者を入れることなどを考えるならば、地元の落札実績とか、その辺の項目も設ける必要が出てくる。それは、追加項目として、標準にはまらない追加項目を考えなければいけないと思いますが、この辺もどういうふうにシステムとして位置づけるかについても、同時に考えながら作業していただければありがたいということです。

4番目ですが、民間の商慣習も踏まえて、できるところとできないところというのがあると思います。電子証明、電子契約書が民間でどこまで普及しているか。民間に普及していないのに、一挙に実現させようとするのは無理な話でしょう。もっとも、やりたい事業者については受け付けるという視点も重要だと思しますので、その辺も、向こうがやりたいと言えればできるシステムを設けておくことは極めて重要だと思いました。

以上、大体そのぐらいです。コメントは結構です。全体としての私の感想です。

以上、一当たり御指摘いただきましたが、追加で今までの議論を踏まえてお願いします。それでは、小西先生いかがでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。せっかくの機会なので、木村先生もいらっしゃるので教えていただきたいんですけども、例えばフランスなどでは、随意契約の要件というのは、先ほど統一化の中でどんな感じになっているのでしょうか。随意契約をしていい場合というのが統一的に決まっているのか、それともかなり各主体で選択できるようになっているのか。日本ですと、随意契約イコール効率化に反する、オープン化すると効率化なんだという議論なんですけど、私が実体験として感じているのは、例えば病院の建設において、入札をやっているところと、そうじゃないところで、どっちが効率的なのか、平米単価が安いかというと、随契のほうが安かったと感じています。それから民間企業はほとんど随契ですよ。入札なんて普通企業はやっていないと思うんですけども、それで経済効率性を上げているわけですから、随契についても、今回のテーマではないのかもしれませんが、この機会なので、もし木村先生、御存じであれば、何かを御教示いただければと思います。

以上です。

○高橋座長 木村先生、いかがでしょうか。

○木村構成員 私も最近、その辺の勉強は遠ざかっているものですので、今の正確な状況をお伝えできる自信はないんですけども、基本的には、先ほど申しましたように、公共調達法典で国と自治体で統一的なルールをつくっていますから、随契に相当する契約類型についても、法令で統一的な縛りをしています。

従来はフランスでは、ご指摘のような実際的な問題点を踏まえて、随契の範囲が日本よりも相対的に広い制度が採用されてきたのですが、最近、EUの競争確保の要請が強くなっていて、むしろ狭まっている要素もあるという認識であります。その一方で、フランス政府の方針として、法令上も明確になっているのが、中小企業の保護という要請がございますので、これは当然、小規模自治体にダイレクトに影響するということになりまますから、これは公共調達法典とは別の枠組みだったと思いますが、いずれにしても、中小企業あるいは小規模自治体に対する特別な配慮は法令上、盛り込まれているということになります。

典型的には、PFIに相当する法令では、その点が明確に書かれていますので、実質的

には、このような考慮、例外的な配慮というものは盛り込まれていると認識しております。
このくらいでよろしいでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。すいません、急にお願いしてしまって、ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでしょう。片桐先生、どうぞ。

○片桐構成員 まず、今の小西先生のおっしゃったことですが、日本の場合、私の感触だと、価格調査機能、価格調査をする機能があんまりなくて、要するに一般競争入札をすればビットが入れられて、価格がある程度調整される。同時に予定上限もあるわけで、そうすると、何となく予想落札価格というのは、自治体側、あるいは公共団体側で把握をしているわけですね。これがそもそも一体何で決まっているのかとかよく分かっていないというか、そういうのがないような領域だと随契が選択されやすくなっているということだと思っんです。

そうすると、基本的な価格というのは何なのかという調査をどうするのかというのがまず重要で、その辺が昔、財務省なんかで議論したときもそういう話になっていたということなんです。

この話とは別の話題ですが、システムとデータの関係で、幾つか資料を見せながら、この辺の話はどうなっているのかというのをお聞きしたいところがあるんですけど、資料共有ってできますか。

○事務局（高橋） 大丈夫です。

（資料共有）

○片桐構成員 見えますでしょうか。

今、お見せしているのは、世銀が出している、世銀の公共調達用のアプリケーションのガイドブックです。これ、御覧いただくと分かるかと思うんですけど、基本、こういう感じで、スマホベースでアクセスできるようになっています。こんな感じで。

さらに、他のAPIとの連携もできるようになっていて、世銀がやっていることですので、このシステムが、例えば、これはバングラデシュのAndroid用の同様のアプリケーションですけど、こういうところにも使われているというか、こういう開発を支援されているのですね。

中小企業者の負担というお話がありましたけれども、それはよく分かるし、いまだ紙で

何が困るんだという話があるというのは、もう重々分かっているんですけど、今後の、いわゆるSociety 5.0とか、ああいう話との関係で考えてみると、まず、何よりもスマホで使えるようになるということがとにかく重要で、スマホで使えれば、紙ベースの、例えば契約書だって、写真で撮って、カメラで撮ってPDFで送ると、添付して一気に入れるということもできるわけですよ。そういう世界を見据えてどうするかということが、今、政府には求められているのではないかと。

他方で、これはNECですけど、自治体は、ベンダーから必要なシステムを買って、自前のサーバーで運用しているというところもちろんあるわけですけど、近年はクラウド化しているというところもあって、1から10まで財務会計システムを自前で開発しているところではなくて、パッケージを買っているというのが現状ではないですか。NECのを見ていただくと、これは財務会計のほうですけど、予算編成から始まって、最終的に行政評価に至るまでの一連のPDCAに対応したシステムを用意していて、その中のモジュールを幾つか買うということになるんだと思います。この中に実は調達が入っていないのですが。

他方で、今度は、これが日立ですけど、日立は日立で、今度、こういう調達用のクラウドサービスを展開しているんです。要するに、自治体としては、自分たちの必要なもの、あるいは必要な部局が必要な予算が獲得できたときにそれを購入して、しかも更新するということをやっているだろう、そういう可能性が高いのではないかと考えています。こういうサイクルを無視してというか、こういうのを考慮に入れずに共通化の話ってできるのだろうかという疑問があります。

逆に言うと、こういうシステム、幾つかの提供している主要なベンダーがいるのであれば、その主要なベンダーの話を聞くということも重要じゃないかと思っていまして、この点については、いかがでしょうかということです。

すみません。長くなりました。以上です。

○高橋座長 大丈夫です。事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 片桐先生の御指摘のとおりだと思います。システムの標準化なり、事務処理の標準化を設定していくということであれば、当然に電子化を前提とした標準化を考えていくということだと思いますので、実際の紙媒体であるものから電子化につなげていくという運動論ももちろん必要、前提となると思うんですけども、その上で、最終形としての標準化なりを前提とした取組も、並行してやっていくことだと思いますし、その前提

として、ベンダーのほうから話を聞くというのも当然あることだと思っております。

○片桐構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

1点、標準化といっても、繰り返しますが、追加項目もデータとしてひもづいていれば、別に簡単にシステム化できるので、一挙に全部標準化以外は認めないみたいな、標準項目以外は認めないみたいな話じゃなくて、そこら辺はうまく予算との関係も含めて、標準項目、追加項目、それから撲滅すべき不必要な項目みたいなのを、より分けていただければありがたいというのが私の感想です。

ほかにいかがでしょうか。大分議論もされてきましたが、追加で、今までの議論を踏まえて、次回以降、ぜひこういうことを御検討いただきたいということがあれば、追加で御指摘いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、何かございますか。何か今までの議論を踏まえて。

○渡邊理事官 かなり御意見いただいたところでありますので、十分踏まえさせていただきたいと思えます。

今回、入札契約の事務の標準化なり、統一化が難しいのは、今、実態として、制度論として、かなり自治体のほうに裁量が委ねられているエリアでありますので、そこをすぐに標準化するというのは、非常に困難極まる話だと思っております。そこは、順序を踏んでいかないといけないということが我々の基本的な発想としてございますので、最終形をしっかりと見据えながら、あと、座長からもお話いただいておりますけれども、標準化に、1つに絞らないというんでしょうか、民間の事業者の使い勝手のよさとか、自治体の使い勝手のよさとか、そういったことを踏まえながら、特に1つに限定されることのないように、様々な選択肢を選べることも含めて考えていくべきことなのかなと、皆様から御意見を聞いて思いました。そのような方向で、またヒアリングをさせていただきたいと思えますし、3回目以降の議論もさせていただければと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、有益なご議論を頂戴したということで、議事を終了させていただきたいと思えます。

最後に、次回、第10回につきまして、事務局から御説明頂戴したいと思います。

○渡邊理事官 先ほど3月をめどに、ヒアリングを開催させていただきたいとしておりますので、また日程調整させていただいて、御案内させていただきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうも貴重な御意見ありがとうございました。引き続き、なにとぞよろしく願いたします。